

高齢者福祉サービスを紹介します

☎ 福祉課 高齢者福祉係
☎ 932-1493 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線125・128)



高齢者の皆さんに住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、さまざまなサービスを実施しています。詳しくはホームページをご覧ください、問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

介護予防

対象者	サービス名	サービスの内容	問い合わせ先
要介護認定を受けていない65歳以上の人 ※要支援の人は可	わくわく デイサロン	地域活性化センター(オイコス)で体操などの講座を実施しています。要介護状態となることを予防するとともに、自立した日常生活が送れるように支援します。 ※100円の自己負担金が必要です。	福祉課 (☎ 932-1493)
	行政区 ミニデイサービス	地域の公民館で、レクリエーションや健康体操などを実施しています。介護予防や、地域での声掛け・助け合いの関係作りを支援します。 ※300円の自己負担金が必要です。 ※開催区にお住まいの人が対象です。	開催区の行政区長 もしくは 社会福祉協議会 (☎ 933-2160)

生活支援

対象者	サービス名	サービスの内容	問い合わせ先
自宅で生活をしている、障がいのある人や介護認定を受けた高齢者	高齢者等住宅 改造費助成	介護が必要な高齢者へ配慮した住宅に改造する場合、改造費用の一部を助成します。 ※上限額は30万円で、世帯全員が住民税非課税であることが条件です。	福祉課 (☎ 932-1493)
65歳以上の人	はり・きゅう 施術料補助	町が指定した事業所で、はり・きゅうの施術を受けた場合の施術料の半額を助成します。 ※1回の施術につき、助成の上限額は1,500円です。1か月の助成上限額は6,000円です。	福祉課 (☎ 932-1493)
在宅生活で65歳以上かつ要介護3以上で常時おむつが必要な人	介護用品 (紙おむつ) 給付サービス	在宅で生活しているおむつが必要な高齢者におむつなどの支給を行い、在宅での介護の継続を支援します。 ※1か月5,000円もしくは3,000円分を補助します。	地域包括 支援センター (☎ 410-9312)
寝たきり高齢者介護手当の受給者または、要介護1以上の介護認定を受けた人を介護している人	家族介護支援事業	在宅で高齢者を介護しているご家族などの心身のリフレッシュと交流を図ります。	社会福祉協議会 (☎ 933-2160)
生活保護を申請し、保護費受給までに食糧品などを購入する所持金がない世帯	緊急食糧購入費 貸付事業	食糧品などの購入資金として、7,000円を上限に無利息で貸し付けます。	
生活に困窮している低所得者世帯や障がい者世帯および高齢者世帯など	生活福祉資金 貸付事業	生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、必要な資金の貸し付けを行います。 ※福岡県社会福祉協議会の審査があります。	社会福祉協議会 (☎ 933-2160)
認知症または知的障がい、精神障がいなどで判断力が不十分な人	日常生活自立 支援事業	福祉サービスの利用や、日常的な金銭の管理、書類の預かりなどを、専門員と生活支援員がお手伝いします。 ※生活保護受給者以外は利用料が必要です。	社会福祉協議会 (☎ 933-2160)
車いすを必要とする人	車いす貸出事業	車いすの利用を希望する人に貸し出しを行います。 ※最長1か月間です。	社会福祉協議会 (☎ 933-2160)

見守り

対象者	サービス名	サービスの内容	問い合わせ先
徘徊のおそれのある高齢者(介護施設などへの入所者を含む)	認知症高齢者等 徘徊SOS ネットワーク事業 (高齢者捜して メール事業)	認知症により徘徊の恐れがある高齢者などをあらかじめ登録し、行方不明となった場合に捜索メールを配信します。	福祉課 (☎ 932-1493)
65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯で、調理をすることが困難であり、介護保険サービス利用者または重度の障がいがある人	食の自立支援 サービス	利用者の自宅を訪問し、栄養バランスのとれたお弁当を直接手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行います。	地域包括 支援センター (☎ 410-9312)
70歳以上の一人暮らしの人または70歳以上の夫婦世帯で病弱な人	緊急通報システム	一人暮らし高齢者などの自宅に緊急通報装置を設置し、連絡手段の確保、精神的不安の解消を図ります。 ※緊急時に救急車などの要請や緊急連絡先への連絡を行います。	福祉課 (☎ 932-1493)

相談・その他

対象者	サービス名	サービスの内容	問い合わせ先
高齢者および そのご家族	総合相談・ 支援窓口	介護保険の認定申請の受け付けをはじめ、保健・医療・福祉サービスが適切に受けられるよう関係機関につなぎます。必要な時は訪問し対応します。	地域包括 支援センター (☎ 410-9312)
	権利擁護	成年後見制度、虐待、消費者被害などについての相談受け付けや専門機関と連携して対応します。	
要支援1・2、事業対象者の認定がある人	介護予防 ケアマネジメント	介護予防についての相談、介護予防ケアプランの作成をします。	福祉課 (☎ 932-1493)
認知症と思われる症状があるが、受診や介護サービスにつながっていない人	認知症初期集中 支援事業	認知症の症状でお困りのご家庭を訪問し、必要な医療や介護などのサービスに早期につながるよう支援します。 ※医療・介護・福祉の専門職のチームがサポートします。	地域包括 支援センター (☎ 410-9312) 福祉課 (☎ 932-1493)
65歳以上で要介護認定4以上の常時寝たきり状態の人を自宅において介護している人	寝たきり高齢者 介護手当	月の半分以上を自宅で介護している介護者に、月額1万円を支給し、寝たきり高齢者の生活を支援します。	担当の居宅介護 支援専門員 (ケアマネジャー)
制度では対応できない問題で困っている人	ふくおかライフ レスキュー事業	ご本人の意向を伺いながら、必要な制度につないだり、解決の方法を一緒に考えます。また、緊急を要する場合は、食材などの現物給付を行います。 ※現金給付ではありません。	社会福祉協議会 (☎ 933-2160) 恵昭園 (☎ 933-1600)
町民および町内に 勤務している人	心配ごと相談事業	日常生活における悩みや不安の軽減のため、福祉センター内の相談室で相談員が無料でお話を聞きます。 ◆行政・人権・心配ごと相談…第1木曜日 (13時～16時) ◆弁護士相談…第2・3木曜日 (13時～15時:1枠20分間、要予約)	社会福祉協議会 (☎ 933-2160)